

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和3年8月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年8月24日
(2)事業者の氏名又は名称	東京太陽株式会社(法人番号2011801013963) 代表者 中川 昌信
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都葛飾区四つ木5-5-18 (本社営業所) 東京都葛飾区四つ木5-5-18
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(44日車)
(5)主な違反事項	道路運送法第13条
(6)違反行為の概要	令和2年9月29日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和3年8月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年8月31日
(2)事業者の氏名又は名称	神奈中タクシー株式会社(法人番号1021001024472) 代表者 福山 裕
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県厚木市栄町1-1-7 (横浜営業所) 神奈川県横浜市旭区西川島町10-1他
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(40日車)
(5)主な違反事項	道路運送法第13条
(6)違反行為の概要	令和2年11月19日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)、(2)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 4 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和3年8月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年8月31日
(2)事業者の氏名又は名称	京浜ハイヤー株式会社(法人番号9020001003818) 代表者 岩浦 泰二
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市港南区最戸1-8-5 (本社営業所) 神奈川県横浜市港南区最戸1-8-5
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(159日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項
(6)違反行為の概要	令和2年12月10日及び令和2年12月24日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)営業区域外運送違反(道路運送法第20条)、(2)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)乗務記録の不実記載(運輸規則第25条第3項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)初任運転者・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)運賃変更届出違反(タクシー適正化・活性化法第16条の4第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 16点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 16点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)